

○建設住宅性能評価のために必要な図書を定める件（平成十四年国土交通省告示第七百二十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（以下「規則」とい う。）第五条第一項の建設住宅性能評価のために必要な図書は、次の各号 に掲げる申請に係る住宅の種別に応じ、それぞれ当該各号に掲げるもの とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 （略）二 既存住宅 <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 評価方法基準第4の3(1)ロの規定を適用し、評価対象建築物 の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を 行う場合にあつては、規則第十五条第一号ロ(1)若しくはハ(2)に 掲げる書類（建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に 要したものに限る。）又はその写し及び評価の結果を記載した 書類</p> <p>附則（平成二十八年一月二十九日消費者庁・国土交通省告示第二号） この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>	<p>住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（以下「規則」とい う。）第五条第一項の建設住宅性能評価のために必要な図書は、次の各号 に掲げる申請に係る住宅の種別に応じ、それぞれ当該各号に掲げるもの とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 （略）二 既存住宅 <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 評価方法基準第4の3(1)ロ又はハの規定を適用し、評価対象 建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって 評価を行う場合にあつては、規則第十五条第一号ロ(1)若しくは ハ(2)に掲げる書類（建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評 価に要したものに限る。）又はその写し及び評価の結果を記載し た書類</p>